



この研修は、きょうと
福祉人材育成認証制度
の支援メニューです。

平成26年度京都府行動援護従事者養成研修(第2回)開催要綱

1. 趣 旨

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を修得することを目的として行う。

なお、本研修の内容は国が定めるカリキュラムに基づいて主に自閉症・発達障害の理解、援護の技術等を学ぶものであることを申し添える。

2. 主 催 京都府

3. 研修実施機関 (福)京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4. 定 員 60名 (府内事業所の方を優先します)

5. 日程及び会場

	日 時	会 場
1 日 目	12月17日(水) 10:00~17:30 (受付 9:30 開始)	京都テルサ 東館 3階 B・C会議室 (会場地図参照) 京都市南区東九条下殿田町70番地 TEL 075-692-3400
2 日 目	12月18日(木) 9:15~17:30 (受付 9:00 開始)	
3 日 目	12月19日(金) 9:30~17:30 (受付 9:00 開始)	

6. 研修内容(予定)

講 義	・行動援護にかかる制度及びサービスに関する講義 ・行動援護利用者の障害特性と障害理解に関する講義 ・行動援護の技術に関する講義
演 習	・「事例分析」及び「事例分析検討」 ・「行動の理解の実際」及び「行動援助の事例検討」

7. 受講要件

主として、京都府内の行動援護事業所において、サービス提供責任者又は従業者になろうとする方で、実務経験年数を満たしている方を受講対象とします。

※実務経験年数が不足していると、本研修を修了しても、ただちにサービス提供責任者又は従業者になれない場合があります。

※資格要件については、別添資料1を御参照ください。

※本研修は、演習主体の「参加型研修」です。3日間全ての日程を受講することが受講の条件となります。

8. 参加申込方法

- ①別添参加申込書により、平成26年11月5日(水)午後5時【必着】までに、京都府福祉人材・研修センター研修課あて郵送又はFAXでお申込ください。(FAX送信の場合は、必ず着信確認をお願いします)
- ②申込多数の場合は御希望に添えないことがあります。御了承ください。
- ③受講の可否については、11月下旬に各事業所宛に御案内します。
※11月28日(金)までに連絡がない場合はお手数ですが、京都府福祉人材・研修センター研修課まで御連絡ください。
- ④参加申込書は、京都府社会福祉協議会ホームページ【<http://www.kyoshakyo.or.jp/>】にも掲載しますので、適時ダウンロードして御利用ください。

9. 資料代 8,000円

※受講決定通知に同封する払込取扱票(手数料は御負担ください)にてお支払ください。なお、受講をキャンセルされても、資料代は返金できませんので、あらかじめ御了承ください。

10. 使用テキスト

研修では、「行動援護従事者養成研修テキスト(改訂版)」を使用しますので、各自でお持ちください。テキストの購入を希望される方には、斡旋いたします。(テキスト代2,000円、研修会当日にお渡しします)

※テキスト代は、上記資料代(8,000円)と一緒に払込取扱票にてお支払いください。なお、テキストのキャンセルはできませんので、御注意ください。

11. 修了証書について

- ①研修修了者には、原則研修最終日に京都府より修了証書が交付されます。
- ②遅刻・早退は一切認められません。また1科目でも未修了がある場合、修了証書は発行されませんので御注意ください。複数回・複数年に分けて履修することは出来ません。
- ③全科目を受講されても受講態度等によっては修了と認めない場合があります。

12. その他

- ①参加申込書に記載して頂く内容は、修了証書の作成、演習グループの編成に必要です。記載漏れ、誤字・脱字のないように御留意ください。
- ②参加申込書に記載された個人情報(当研修の適切かつ円滑な実施及び修了証交付、受講管理の目的のみに使用させていただきます。なお、参加者名簿を作成する場合は、氏名、事業所名、経験年数を記載いたします)。
- ③会場へは、公共交通機関を御利用ください。
- ④昼食は各自で御用意願います。

13. お問い合わせ先

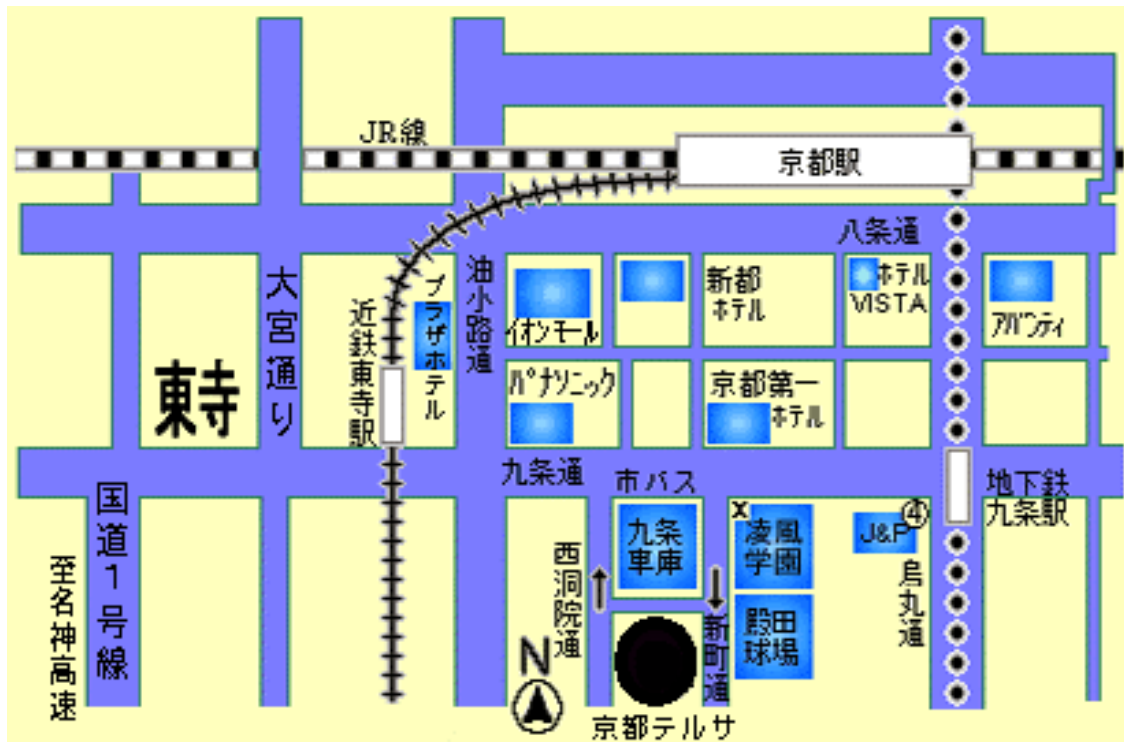
〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都地下1階

京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課 (担当: 浅見)

TEL (075) 252-6296 FAX (075) 252-6312

【会場地図】 京都テルサ 東館3階 B・C会議室



京都市南区東九条下殿田町70番地
TEL 075-692-3400

【会場アクセス】

- JR京都駅(八条口西口)より南へ徒歩約15分
- 近鉄東寺駅より東へ徒歩約5分
- 地下鉄九条駅4番出口より西へ徒歩約5分
- 市バス九条車庫南へすぐ

行動援護事業に関わる資格要件

①サービス提供責任者要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の修了者
- ハ) 居宅介護事業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護事業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ホ) 行動援護従事者養成研修を修了した者

上記のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に5年以上従事した経験を有する者

※行動援護従事者養成研修を修了した者にあつては、平成27年3月31日までの間に限り、これらの事業に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

②ヘルパー資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の修了者
- ハ) 居宅介護事業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護事業者養成研修2級課程修了者
- ホ) 行動援護従事者養成研修を修了した者

上記のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に2年以上従事した経験を有する者

※行動援護従事者養成研修を修了した者であつて、これらの事業に1年以上従事した経験を有するもの(上記要件に該当するものを除く)がサービスの提供を行った場合は、当面の間、30%減算した単位数を算定できるものとする。